

佐賀県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員メートル	延長メートル
県道 星賀港線	唐津市肥前町星賀字横峯乙 三六八番地先から	唐津市肥前町星賀字空田代 甲二四二四番一地先まで	後	六四・二 五・四	一、一二〇・〇
	唐津市肥前町星賀字大久保 甲二二九一番一地先まで	唐津市肥前町星賀字辰入甲 二三〇五番四地先から	後	一八・八 九・五	四三九・五
	唐津市肥前町星賀字空田代 甲二四七一番地先まで		前	九・七	二九八・三
	唐津市肥前町星賀字横峯乙 三六八番地先から	唐津市肥前町星賀字空田代 甲二四二四番一地先まで	前	二四・五 五・七	一、二六六・八